

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成19年12月28日

金曜日

号外(2)

目次

規則

富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成19年12月28日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第62号

富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事法施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（薬局に関する情報の報告）

第2条の2 法第8条の2第1項の規定による報告は、1月1日現在において法第4条第1項の許可を受けている場合にあっては同日の属する年の3月31日までに、同年1月2日以後新たに同項の許可を受けた場合にあっては同項の許可を受けた後速やかに、薬局機能情報報告書（様式第3号の2）により行うものとする。

2 法第8条の2第2項の規定による報告は、薬局機能情報変更報告書（様式第3号の3）により行うものとする。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2（第2条の2関係）

薬局機能情報報告書

年 月 日

富山県知事

殿

富山県 厚生センター所長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

薬事法第8条の2第1項の規定により次のとおり報告します。

薬局	名称	
	所在地	
報告内容	別添のとおり	

様式第3号の3(第2条の2関係)

薬局機能情報変更報告書

年 月 日

富山県知事 殿
富山県 厚生センター所長

住所

氏名

[法人にあっては、主たる事務所の]
[所在地、名称及び代表者の氏名]

薬事法第8条の2第2項の規定により次のとおり報告します。

薬局	名称			
	所在地			
変更内容	変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日			
備考				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の許可を受けている者がこの規則の施行の日以後最初に行う同法第8条の2第1項の規定による報告についてのこの規則による改正後の第2条の2第1項の規定の適用については、同項中「1月1日」とあるのは「富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則(平成19年富山県規則第62号)の施行の日」と、「同日の属する年の3月31日」とあるのは「平成20年2月15日」とする。

(くすり政策課)